

魚沼市教育大綱

令和8年3月

魚沼市

目 次

1 策定の目的.....	1
2 教育大綱の位置づけ.....	1
3 大綱の期間.....	2
4 目指す姿と基本目標.....	2
5 分野の目標と施策.....	3
(1)子ども子育て支援.....	3
(2)学校教育.....	4
(3)生涯教育.....	6
(4)文化・スポーツ.....	7

1 策定の目的

魚沼市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針として「魚沼市教育大綱」を定めるものです。

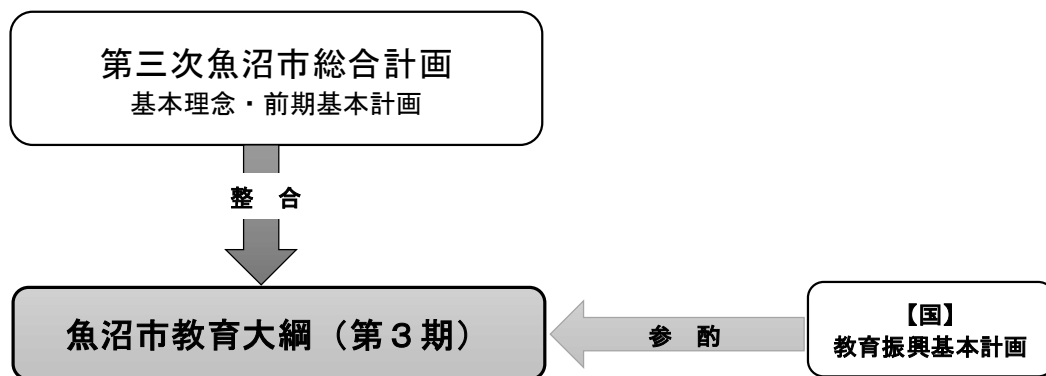
魚沼市では、平成 28 年に 4 月に「魚沼市教育大綱」（計画期間 平成 28 年度から令和 2 年度）を、令和 3 年 4 月には生涯学習分野を加えた新たな教育大綱（計画期間 令和 3 年度から令和 7 年度）を制定し、乳幼児期、学齢期そして生涯学習の推進に取り組んできました。

令和 8 年 3 月に第 2 期教育大綱の計画期間が終了するにあたり、新たな「魚沼市教育大綱」を定めるものです。

2 教育大綱の位置づけ

本市では、「魚沼市まちづくり基本条例」第 11 条において、総合計画を策定し、計画的な市政運営を行うこととしています。

教育大綱においても、基本的な施策は、市の最上位計画である「魚沼市総合計画」の基本理念及び基本計画に基づくものとし、将来目指す姿の実現のため市長部局と教育委員会が一体となって取り組みます。



平成 27 年 4 月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、首長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針（以下「教育大綱」という。）を定めることとされました。

なお、教育大綱の策定にあたっては、国の教育振興基本計画に定める基本的な方針を参酌して、総合教育会議において協議のうえ、定めるものとされています。

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

3 大綱の期間

本大綱の期間は第三次魚沼市総合計画前期基本計画に合わせ、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度	R11 (2029) 年度	R12 (2030) 年度	R13 (2031) 年度	R14 (2032) 年度	R15 (2033) 年度	R16 (2034) 年度	R17 (2035) 年度
第三次総合計画基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
教育大綱（第3期）									

4 目指す姿と基本目標

第三次魚沼市総合計画においては、豊かな地域資源をいかして市民ひとり一人にとって魅力あるまちを創っていくことを目標として、これまで魚沼市が目標として掲げてきた「人と四季がかがやく雪のくに」を今後のまちづくりにおいても基本理念とし、魚沼市で暮らす人々を始め、魚沼市に関わる全ての人々が幸福を感じられ、住んで良かった・住んでみたいと思えるまちづくりに向けて、第三次総合計画における魚沼市の将来目指す姿を次のとおり掲げます。

第三次総合計画における魚沼市の将来目指す姿

ひとり一人の笑顔がかがやき、幸せを感じられる魚沼市

「子育て・教育・文化」の基本目標

次世代が愛着を感じ、希望を持って担えるまち

第三次魚沼市総合計画で定める『子育て・教育・文化』の基本目標です。

地域の人に囲まれながら愛情にあふれる家庭でのびのびと子育てができるよう若者世代の負担軽減を図るとともに、魚沼の豊かな自然と風土の中で、誰もが楽しく学び交流する環境を整えながら、地域を愛し将来を担っていく人材が定着するまちを目指します。

5 分野の目標と施策

(1) 子ども子育て支援

《施策分野の目標》

- ◆子育て環境の充実を図ることにより、全ての子どもの個性を尊重し、健やかな成長を目指します。
- ◆家庭・地域・保育施設等が連携し、社会全体で子育てを行う環境づくりを推進します。
- ◆妊娠・出産期のサポートを強化することにより、安心して妊娠・出産できる地域社会の実現を目指します。

《施策① 子育て環境の充実》

- ◆子どもたちの健やかな成長と、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の環境と質の向上を図ります。
- ◆子育てに関する多様な考え方や保育ニーズの変化に対応するため、安全・安心な施設環境の整備と安定した保育サービスの提供を図り、持続可能な子育て支援の体制整備に取り組みます。

《施策② 子育て支援体制の推進》

- ◆子育ての不安や保護者の孤立を解消するため、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を図り、各種相談や情報提供体制の強化に取り組みます。
- ◆子育て中の保護者同士の交流や情報交換ができる場を確保するため、ファミリー・サポート・センターや親子広場事業等の充実を図ります。

《施策③ 妊娠・出産期サポート支援の充実》

- ◆妊産婦の不安を解消し安心して子育て期を迎えられるようにするために、利用できるサービスや必要な支援につなげる相談支援体制の強化に取り組みます。
- ◆妊産婦の健康と子どもの健やかな成長を支援するため、関係機関と連携し、妊娠期から出産、子育て期の健診や訪問等の切れ目のない支援に取り組みます。

(2)学校教育

《施策分野の目標》

- ◆確かな学力、豊かな人間性、健やかな心身を育む魅力的な学校づくりに取り組むことにより、何事にも挑戦し、自らの生きる道を切りひらく子どもたちの育成を目指します。
- ◆学校と地域とのつながりを強化し、子どもたちが人や自然・文化と積極的に関わることにより、地域に愛着を持った、新たな地域を創る人材の育成を目指します。

《施策① 豊かな学びの推進》

- ◆学ぶ意欲や豊かな人間性、健やかな体の育成に努め、発達支持的生徒指導¹と子どもが主体となった授業づくりを一体化するなど、魅力的な学校づくりに取り組みます。
- ◆ふるさとへの誇りと愛着を育むため、地域の人材や自然・歴史・文化資源を活用し、地域に支えられた教育活動に取り組みます。
- ◆教育環境の充実を図るため、ICT²教育の推進に向けた整備を行い、ICT環境を活用した授業支援に取り組みます。
- ◆子どもたちが切磋琢磨しながら安心してのびのびと教育を受けられる環境を確保するために、保護者や地域との協議を進め、施設の更新や整備と小中学校の再編に取り組みます。

《施策② きめ細かな教育の推進》

- ◆幼児教育から学校教育への円滑な接続を図るため、「魚沼市架け橋プログラム³」に基づき、社会情動的能力⁴の育成や学びの連続性を確保するカリキュラム作成に取り組みます。
- ◆学校、家庭、地域と連携しながら、合理的配慮の下で子どもたちの成長を支援するため、不登校や特別な教育的ニーズを抱える児童生徒ひとり一人の状況を丁寧に把握し、居場所づくりや支援体制の強化に取り組みます。

《施策③ 地域に開かれた学校づくり》

- ◆地域と共にある学校や学校を核とした地域づくりに向けて、コミュニティ・スクー

¹ 発達支持的生徒指導：子供たちが自ら成長・発達する過程を支える生徒指導の在り方。特定の課題を意識することなく、全ての教育活動の中で、日常的に進められる生徒指導の基盤となるもの。

² ICT：「Information and Communication Technology」の略称で、情報通信技術のこと。

³ 架け橋プログラム：幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために、架け橋期の教育の充実を推進する全国的な取組

⁴ 社会情動的能力：学力テストや知能検査では測れない、意欲、協調性、忍耐力、自制心、コミュニケーション能力など、個人の性格や行動特性に関わる能力のこと。「社会情動的スキル」や「非認知能力」ともいう。

ルの取組を拡充し、地域や保護者の持続的な参画を促進します。

- ◆子どもたちの多様な個性・興味・関心に応じたスポーツ・文化・芸術活動の機会を地域と連携して確保し、地域クラブの円滑な活動を支援します。
- ◆子どもたちのウェルビーイング⁵を育むため、地域や学校での他者との関わりを促進し、豊かな人間関係の構築を図ります。

⁵ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

(3)生涯学習

《施策分野の目標》

- ◆子どもから高齢者まで誰もが、いつでも、どこでも学べ、学習成果をいかせる環境づくりを推進します。
- ◆地域資源や市民の経験・知識をいかした活動を支援することにより、地域への愛着と誇りの醸成を目指します。
- ◆多様な世代が共に学び、交流する機会を創出することにより、地域全体で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

《施策① 生涯学習社会の推進》

- ◆子どもから高齢者までのライフステージにおける学習機会の充実を図るため、生涯学習情報の発信強化や地域の学習資源をいかしたプログラムの提供等に取り組みます。
- ◆地域への愛着と誇りを醸成するため、学びの成果を発揮できる活動機会を提供するほか、生涯学習で得た知識や成果を地域社会にいかせる仕組みづくりに取り組みます。
- ◆地域全体で子どもと子育て家庭を支えるため、地域資源をいかした地域学校協働活動を推進するとともに、地域で寄り添う家庭教育支援の仕組みづくりに取り組みます。

《施策② 生涯学習環境の充実》

- ◆市民の生涯学習機会の拡充と学習活動を支援するため、生涯学習センターや公民館の利用促進と有効活用を図ります。
- ◆子どもたちの読書活動の推進と読書習慣の定着を図るために、子どもたちの発達段階に応じた本との出会いの場の提供や読書に親しむことができる機会・環境の充実を図ります。

(4)文化・スポーツ

《施策分野の目標》

- ◆市民が多彩な芸術・文化に親しみ、身近な場所で質の高い芸術・文化に触れる機会の充実を図ることにより、心豊かに暮らせる環境づくりを推進します。
- ◆魚沼の豊かな自然や文化、歴史に関する学習機会を提供し、地域の固有の宝として情報発信することにより、市民の意識高揚を図り、地域資源の保全と活用、次世代への継承を目指します。
- ◆市民が生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供することにより、健康で活力ある生活を送ることができる環境づくりを推進します。

《施策① 芸術・文化活動の振興》

- ◆心豊かな市民生活を創造するため、身近な場所で多彩な芸術・文化に触れ、体験し、交流する機会を創出するなど、誰もが芸術・文化活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ◆市民の芸術・文化活動の活性化を図るため、安心して活動できる場を確保・充実し、市民や文化団体と協力して活動を支える仕組みづくりに取り組みます。

《施策② 郷土の歴史文化資産の継承》

- ◆多くの市民が本市の歴史や伝統文化を学び親しむ機会を得られるようにするため、歴史文化資産の適切な保存と公開に努め、郷土学習や観光・交流、まちづくり等での活用に取り組みます。
- ◆地域に受け継がれている無形文化財を次世代へ継承していくため、子どもたちの伝統芸能活動への参加促進を行うほか、後継者の育成や継承活動の支援に取り組みます。

《施策③ 生涯スポーツの推進》

- ◆市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、新たな種目を含めて様々なスポーツ活動の場を創出するとともに、幅広い世代が参加できる事業を充実するなど、誰もが気軽に参加できる環境づくりに取り組みます。
- ◆誰もが安全・安心にスポーツ活動を行うことができるようにするため、関係団体と連携して安全対策や施設整備を行うほか、地域全体でスポーツ活動を支える体制の充実を図ります。

魚沼市教育大綱（第3期）

令和8年3月策定

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地

魚沼市長

【魚沼市 総務政策部 秘書広報課】

電話 025-792-1494 FAX 025-792-9500

【魚沼市教育委員会事務局】

電話 025-793-7452 FAX 025-792-1261

ホームページ：<https://www.city.uonuma.lg.jp>